

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【公表番号】特表2004-511107(P2004-511107A)

【公表日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-014

【出願番号】特願2002-533421(P2002-533421)

【国際特許分類第7版】

H 05 K 9/00

【F I】

H 05 K 9/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成15年4月8日(2003.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

干渉放射線に対して遮蔽物で遮蔽された印刷回路を備え、少なくとも1つの電子的構成要素を有する基板の製造方法であって、

e) 前記印刷回路(12)を備えた前記基板(11)上の前記少なくとも1つの電子的構成要素(14)用の接触点(15)に、および、遮蔽物(20)用のアース(13)に流動性導電性接着剤(16)を塗布するステップと、

f) 前記印刷回路(12)を備えた前記基板(11)に関して前記接触点(15)上に前記少なくとも1つの電子的構成要素(14)を位置決めするステップと、

g) 前記印刷回路(12)を備えた前記基板(11)の前記アース上で前記少なくとも1つの電子的構成要素(14)の頂部を覆う、事前形成された金属化プラスチックフィルム(30)を含む遮蔽物(20)を位置決めするステップと、

h) 前記流動性導電性接着剤(16)の流動点を越えて温度を上昇させることにより、前記接触点(15)上に前記少なくとも1つの電子的構成要素(14)を、かつ前記アース上に前記遮蔽物(20)を同時に接着するステップとを含む方法。

【請求項2】

前記遮蔽物(20)が、実質的に箱型の要素(22)を含み、その側壁(26)には前記基板(11)の主表面に平行に延在する接着用縁部(28)が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ステップb)およびc)が、いわゆるピックアンドプレースデバイスを使用して行われることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記ステップb)およびc)が、同じピックアンドプレースデバイスを使用して行われることを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記金属化プラスチックフィルム(30)のプラスチック(34)が、ポリイミド、P C、P E E K、P E S、ポリアミドなど、または、これらの混合物などの耐温度性材料から選択され、好ましくはポリイミドであることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

前記金属化プラスチックフィルム(30)の金属(32)が、Sn、Ni、Cu、Pb、これらの合金、および、混合物から選択されることを特徴とする請求項1から5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記金属(32)が、スズ、鉛、または、これらの合金を含むことを特徴とする請求項6に記載の方法。

【請求項 8】

干渉放射線に対して遮蔽された印刷回路を備え、少なくとも1つの電子的構成要素を有する基板の製造方法であって、

d) 前記印刷回路(12)を備えた前記基板(11)に関して接触点(15)上に前記少なくとも1つの電子的構成要素(14)を位置決めし、かつ固着するステップと、

e) 前記印刷回路(12)を備えた前記基板(11)の前記アース(13)上に、前記電子的構成要素(14)の頂部を覆う、事前形成された金属化プラスチックフィルム(30)を含む遮蔽物(20)を位置決めするステップであって、前記遮蔽物(20)が実質的に箱型の要素(22)であり、その側壁(26)には前記基板(11)の主表面と平行に延在する固着用縁部(28)が設けられ、前記固着用縁部(28)には貫通孔(29)が設けられるステップと、

f) 固着剤を使用して、前記印刷回路を備えた前記基板(11)のアース上に遮蔽物(20)を固着するステップとを含む方法。

【請求項 9】

前記固着剤が片面接着テープ(31)であることを特徴とする請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

前記ステップa)およびb)が、いわゆるピックアンドプレースデバイスを使用して行われることを特徴とする請求項8または9に記載の方法。

【請求項 11】

前記金属化プラスチックフィルム(30)のプラスチック(34)が、ポリイミド、PC、PEEK、PES、ポリアミドなど、または、これらの混合物などの耐温度性材料から選択され、好ましくはポリイミドであることを特徴とする請求項8から10のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 12】

前記金属化プラスチックフィルム(30)の金属(32)が、Sn、Ni、Cu、Pb、これらの合金、および、混合物から選択されることを特徴とする請求項8から11のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 13】

前記金属(32)が、スズ、鉛、または、これらの合金を含むことを特徴とする請求項12に記載の方法。